

# 第9回 総務・広報委員会の概要

## (職域総合部会常設委員会)

**I 日 時** 平成22年1月19日(火) 13:30～17:00

**II 場 所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

<b>【委員長】</b>	大森 伸男	日本獣医師会専務理事・職域総合部会長
<b>【委員】</b>	井上 亮一	横浜市獣医師会常務理事
	岩田 颯三	千葉県獣医師会参与
	郷野 栞	東京都獣医師会理事
	鈴木 源一	和歌山県獣医師会理事
	高橋 徹	北海道獣医師会副会長
	林 繁雄	埼玉県獣医師会常務理事
	東中川正和	鹿児島県獣医師会事務局長
	水下 健次	新潟県獣医師会専務理事
	山口 眞譽	青森県獣医師会理事
	山下 稔	岡山県獣医師会常務理事
	渡部 孝義	愛媛県獣医師会常務理事

### IV 議 事

- 1 新たな公益法人制度への対応(説明・協議)
- 2 第8回総務・広報委員会の協議結果(報告)
- 3 その他

### V 会議概要

開会にあたり、大森委員長から、全国55の地方獣医師会(以下「地方会」という。)が公益認定を目指すため、各組織内の合意を図り、公益認定を受けるための要件適合に向けての環境整備を進めることでスタートラインを揃えることができた。移行期間は、残り4年となり、認定申請に向けて具体的な対応をとりまとめなければならない。しかしながら、各地方会によって温度差があることは否めない。本委員会を通じて各地方会及び日本獣医師会(以下「日獣」という。)共々、公益認定を目指して作業を進める上での課題について議論し、その結果を逐次、地方会にフィードバックしていきたい。来月18日には地区獣医師会連合会会長会議を予定しているので、本委員会の方向性を踏まえて更に各地方会に意識を徹底していくため協議していきたい。日獣においては、皆さんの協力を得ながら日本動物保護管理協会(以下「動管協」という。)との合併に向けての作業を行ってきたが、昨年末、農林水産省及び環境省から合併承認の許可が下りたとこ

ろである。現在、利害関係者に対する公告を行っているが、当初の予定通り本年4月1日から日獣が存続法人という形で合併登記を行う予定としている。この場を借りて種々協力いただいたことに御礼申し上げます。来年度から日獣が、動物福祉・愛護といった動管協業務を承継することで一層充実していきたい。これからも支援、協力をお願いしたい旨の挨拶があった。

## 1 新たな公益法人制度への対応（説明・協議）

大森委員長から、前回委員会において、狂犬病予防対策事業（以下「事業」という。）の対応について、愛媛県獣医師会では新公益法人移行に向けて新たなフレームワークでの事業を推進していくとの話があったことから、愛媛県獣医師会での対応を渡部委員から説明いただき、その後、昨年末に公益認定申請を行った新潟県獣医師会の水下委員から公益認定申請についての対応状況を説明いただき協議を行いたい旨が告げられた。

### (1) 事業の対応（渡部委員からの説明）

渡部委員から、「愛媛県獣医師会における事業の対応等の概要」について説明が行われ協議がなされた。主な質疑等は下記のとおり。

- ア 委員から、「鑑札の形を各市町村によって独自の形にしたいという希望はないか」との質疑に対し、渡部委員から、「来年度は鑑札の形を従来通り全て同じ形とすることにしたが、種々、市町村によって意見があることから、獣医師会内に設置した「狂犬病予防注射業務等改善実行委員会」において協議している。また、本県では、県、市町村、獣医師会とで協議した結果、鑑札自体に市町村名は入れず県名のみを入れることとなった」との回答がなされた。
  
- イ 委員から、「本会では、市町村と支部で事務委託契約を締結しているが、支部によって委託料が支部にまとめて入ってくるところと獣医師個人に入ってくところがある。公益認定を受けるに当たって、このような形が公益事業として認められるかが問題である」との発言がなされた。
  
- ウ 渡部委員から、「個別注射において、支部が絡まず、獣医師個人が直接獣医師会に実績の報告を行うことから、個人情報として保全されることで会員獣医師は好感している」との発言がなされた。
  
- エ 委員から、「事業は獣医師会で行う事業にも関わらず、協力獣医師の申込に非会員も可とあるが」との質疑に対し、渡部委員から、「今後の公益認定申請や公取の問題などで、あえて会員に限定しない方向である。ただし、会員からは地方会費、支部会費等々を納めていただいているので、非会員に対しては会員の納入額以上の負担をお願いすることにしている」との回答がなされた。
  
- オ 渡部委員から、「無我夢中でスタートして事業をこのような形にしたが、もし事業において何か問題が起きれば、その責任は市町村も獣医師会も運命共同体ということに

している」との発言に対し、ある委員から、「最近、若い獣医師から、事業の中で事故が起こったときに誰が責任をとるのかという議論が起こる。ある市では、事業は事務委託契約のみであり、注射による事故が起きた場合、行政は責任を持たない。行政が責任を持たない事業が公益事業と言えるのかという問題がある」との意見が出された。渡部委員から「本会では、事故に対処するためのお金を積み立て、事故が起これば、そこから支出するように対策を取っている」との発言がなされた。

また、大森委員長から、「事業は、法人である獣医師会の事業として、また、公益目的の事業として実施するためにはどうしたらよいかという観点で考えなければならない。渡部委員から説明のあった愛媛県獣医師会の事業の仕組みは、独禁法上の問題、公益認定上クリアしなければならない課題をよく抑えていることから、参考になるのではないか。更に、事業で発生した事故は、個々の獣医師が行っている事業ではなく獣医師会の事業として実施しているという前提であるならば、愛媛県のように事故対策のための資金を積み立てる方法もあるし、日獣の行っている賠償責任保険を活用することも考えなければならない。以上のような観点からみると大変参考になる仕組みなので、地方会に周知していきたい」との発言がされた。

カ 委員から、「事業で自治体が一番困っていることは、犬の登録はできているが、登録した犬が死んだ場合の整理がなされていない。公益法人である獣医師会が会員である獣医師からの報告義務を活用して、登録データを整理することにより公益認定要件の公衆衛生部分でのうたい文句にならないか」との発言に対し、大森委員長から、「狂犬病予防注射だけに固執する必要はないのではないか。狂犬病についての普及啓発を含めた自治体からの委任に基づいて公益法人である獣医師会が行う狂犬病予防対策推進事業として位置付けてはどうか。狂犬病予防注射は獣医師であれば誰でも接種することが可能であるにもかかわらず、獣医師会だけに与えられる事業なのかという議論になってしまうので注意が必要である」との発言がされた。

## (2) 公益認定申請の対応（水下委員からの説明）

水下委員から、「新潟県獣医師会の公益認定申請に係る本部・支部・三部会の一体性の確保について」について説明が行われ協議がなされた。主な質疑等は下記のとおり。

ア ある委員から、「本部と支部とで連結決算を行うと、初年度に繰越金がかかなり増える。税理士に確認したところ適正に処理されていれば問題ないとの回答を得たが、新潟県獣医師会の場合はどうか」との質疑に対し、水下委員から、「本会では繰越金が増えても仕方ないという考えである。確かに繰越金は少ない方がいいとは思いますが、税理士の回答のとおり、適正に処理されているということであればよろしいのではないか」との回答がなされた。

イ 委員から、「本会では支部の繰越金を21年3月末日においてゼロ決算にさせて4月以降の会計は全て本部で一括して行うことにした」との発言がなされた。

ウ 委員から、「収支相償に関わって、事業の技術料や経費は、注射をした獣医師に支払

うが、その経費全てが公益事業の支出という考えか」との質疑に対し、水下委員から、「事業が単独の公益目的事業ということではなく、公衆衛生関係事業という枠組みの中の一つの事業として捉え収支相償をクリアした」との回答がなされた。

エ 委員から、「本会では食鳥検査事業の中から人件費を支出している。狂犬病対策事業からは、注射料金、PR経費等の経費を差し引いた残りを開業部会に支出しているが、外から見た場合にこれは収益事業と見なされるのではないかという心配をしている」との発言に対し、大森委員長から、「それは事業を行う上で必要となる技術料としてとらえ事業推進費で支出するということが良いのではないか」との回答がされた。また、別の委員から、「例えば、狂犬病予防注射をすれば1頭3,000円でその中にはワクチン代、技術料等が含まれているので事業費として支出する。残った400円、500円が収益となり、その収益をどう使うかが収益事業を公益事業にするということである。もし、この収益が公益事業に使われていないならば対価を下げなさいということになる」との発言がなされた。

オ 委員から、「食鳥検査事業は、羽数が多ければ多いほど効率的に行えるため収益が増え、毎年相当な額が繰り越され収支相償をクリアするのが難しい現実がある」との発言に対し、大森委員長から、「だから公益認定は難しい、一般法人へならざるを得ないという発想になるのは少し違うのではないか。食鳥検査事業は公益目的事業そのものである。収益として捉えた場合、手数料が高いということにつながりかねないが、検査業務の厳正性や公正性を確保する上で将来の技術革新に備えての研修用経費や検査施設の整備に備えて特定資金準備金として確保するという整理を行えばよろしいのではないか」との発言がされた。

カ 大森委員長から、「一般社団法人に向かうとしても、今まで貯めたお金を計画的にどう支出していくかという問題も考えられる。また、本部と支部の問題において、本来であれば今までも本部の支部である以上、連結しなければならなかったが、これを今までやってこなかった。そのため、公益認定移行に伴い支部による余剰金について表面に出てくることになるが、この余剰金を単に繰越金として計上するのではなく、将来の公益目的事業を実施するための資金として計上することができるのではないか」との発言に対し、ある委員から、「支部の余剰金は、公益的事業を行った結果の余剰金であるとは限らない。本会の支部のあり方について、本県の公益法人室に相談したところ、支部で会計しているお金は、全て本部の会計に計上するよう指導された。支部によっては本部の会費の他に、独自の会費を徴収し慶弔等の経費に充てる目的で積み立てたものがあり、積み立てたものまで本部の会計に取り込んで獣医師会の事業に充てることに当然ながら強い抵抗がある」との発言に対し、大森委員長から、「支部の共益的、親睦的な会計については、本部会計と切り離して任意の組織の会計として残す方法もあるのではないか」と回答された。

キ 委員から、「新潟県の場合、初めから本部と支部を連結して会計を行う考えであった

のか、それとも結果的に連結して会計することとなったのか」との質疑に対し、水下委員から、「定款上、支部を置くこととなっていたこと、本部から支部に対しお金が支出されていること等から連結して会計することを選択した。支部によっては、支部会員に対する福利厚生的な特別な会計を持っていたことから、本部の会計の中には含めず、支部総会等の資料には別紙で行うようにした」との回答がなされた。また、大森委員長から、「共益的、親睦的な活動を行うための団体を作ることは止められないが、新公益法人制度改革を機に支部が独立して法人格をもつようなことは地方会、日獣の双方にとって良いはずはない。獣医師専門職が公益法人としての獣医師会に結集しなければならない中で分派行動は避けなければならない」との発言がされた。

ク 水下委員から、「公益認定申請時に、なぜ獣医師でなければ獣医師会に入れないのかという理由を書かされた」との発言に対し、大森委員長から、「会員について不当な差別をしてはならないとの要件についての説明が必要となる。法人の目的を達成する上で会員を獣医師専門職に限定する必要がある。動物愛護福祉についても獣医師しかできない特別な活動を通じて達成しうる動物愛護福祉を追及するという言い方しかないのではないか」との発言がされた。

### (3) 今後における日本獣医師会学会事業（地区学会事業）及び地区獣医師大会事業の運営等の考え方

大森委員長から、「今後における日本獣医師会学会事業（地区学会事業）及び地区獣医師大会事業の運営等の考え方」について説明された後、協議が行われた。主な質疑等は下記のとおり。

ア 委員から、「具体的にいつからこの仕組みが適用されるのか」との質疑に対し、大森委員長から、「今月末に宮崎で学会年次大会を開催し、現規程でもって新役員を決めなければならない。任期の2年間は今のままで運営せざるを得ない。問題なのは、地区学会・大会を担当地方会の会計に含めず、地区の預金口座を設けて任意の組織が開催しているような場合である。担当地方会に会計が含まれている場合には、担当した年の会計が大きくなるが、公益目的事業であるならば害にはならない。担当でない地方会は毎年、公益目的事業実施の準備資金として積み立てていくといった形で事業毎に計上する。そうしていない地方会はこのことを念頭において準備を行ってほしい」と回答がされた。また、水下委員からは、「公益認定申請書の中に、事業実施についての財源について記入する箇所があるので、積立金の中で負担するという書き方をする必要はある」との発言がなされた。

イ 委員から、「本会では毎年、地区学会と地区大会を他の地区と合同で開催しているが、学会は学術活動、大会は政策提言活動という仕分けをして会計に計上した方がいいのか」との質疑に対し、大森委員長から、「地区大会を単独事業として取り上げた場合、これを学術振興の仕分けに馴染まないのではないか」と回答された。また、別の委員から「地区大会を公益事業とすることに説明がつかない。目的が別であることから仕分けは別にしておいた方がいいのではないか」、「地区大会の決議要望事項は政策提言

だけでなく、自らの問題もあり得る。大会の提言の中身によっても変わってくるのではないかと意見が出された。これに対し、大森委員長から「処遇改善は何のために行うのか。自らの利益のためだけではなく、職域偏在が現実であり、公務員、産業動物分野の獣医師に対する処遇改善は結果的に広く公益に資するという説明しかない。そういった意味では、学会大会事業として一つにまとめるという整理の仕方もあるのかもしれない」との発言がされた。

ウ 委員から、「地区学会・大会の経費が仕分けできないので、一般の人に公開するという内容で一緒に経理している」との発言がなされた。

エ 大森委員長から、「連合獣医師会の位置付けは、一つの組織ということではなく、あくまでその地区内の地方会の情報交換のフレームワークという形にしておくほうが無難ではないか。これは、日獣の地区制と表裏一体であり、なおさら独立の任意法人組織として扱うべきではない」との発言がされた。

#### (4) 日本獣医師会の定款変更及び事業の仕分けの考え方 (素案)

大森委員長から、「日本獣医師会の定款変更及び事業の仕分けの考え方 (素案)」について説明が行われた。主な質疑等は下記のとおり。

ア 委員から、「日獣はいつ公益認定申請を行うのか」との質疑に対し、大森委員長から、「動管協との合併後1年間の実績がないと申請できないという決まりがある。したがって23年度以降にならざるを得ないが、決定は理事会決議事項であり、それを待ちたい」との回答がされた。

イ 委員から、「理事会の費用は事業費にならないか」との質疑に対し、事務局から、「ガイドラインに管理費の代表的な例として、総会、評議員会、理事会の費用が記載されているので事業費にはならない」との回答がされた。

### 3 その他

ア 委員から、「日獣に収める会費は、公益目的事業を行っている団体に対し負担金として拠出しているという理解の下、地方会において公益目的事業支出として比率の分子に計上できるのであろうか」との質疑に対し、事務局から、「顧問の公認会計士に確認したところ、日獣という公益目的事業を遂行している団体に対しての経費の負担であることから事業費にあげられないこともないのではないかと、という回答であったが裏付けはない。また、公益法人協会にも相談したところ、公益法人協会内でも同様の議論があったが、公益認定申請時の直前になって安全策をとるということから全て管理費に計上したそうである。事務局で他団体の例を調べたところ、会費の支払いについてはほとんどが管理費での支出であった」との回答がされた。

イ 委員から「構成獣医師からの日獣分の会費を預かり金で処理してはどうか」との発言に対し、別の委員から、「日獣からみると会員は地方会であり、構成獣医師1人につ

き 6,000 円というのは、あくまで積算の根拠なので、預かり金にはならないのではないかと」の発言がなされた。

## **VI まとめ**

大森委員長から、親団体に対する会費の納入が、公益目的事業比率の分子に計上できるか。できるとすれば、どのような説明、考え方で行うこととなるのか、専門家の意見も聞いた上で検討することとしたい。また、他の学術団体等に対する協賛等に関しても、用途、目的に着目して公益目的事業費として計上しうるかどうかということも検討したい。次回開催については、後日連絡する旨の発言がなされ、会議が終了した。